

2022年2月18日(第8号)

台湾弁護士 吳 曉青

日本弁護士 中川 裕茂

日本弁護士 若林 耕

## Contents

---

1. 台湾法令アップデート
  - ・ テレビ会議方式による株主総会の開催に関する会社法の改正
  - ・ 所得税法に定める CFC 税制の施行
  - ・ 税務調査徴収法の改正
2. 台湾法の「今」—福島など5県産食品の輸入規制緩和案の公表
3. 今後の関連セミナー等の情報

## 1. 台湾法令アップデート

### <会社法>

#### テレビ会議方式による株主総会の開催に関する会社法の改正

[ポイント] 今回の会社法の改正により、台湾經濟部が天災地変など不可抗力により一定期間内のテレビ会議方式による株主総会の開催を認める旨を公告した場合、定款にテレビ会議による開催を認める規定があるかどうかを問わず、会社(上場会社など株式公開会社は除く)はテレビ会議方式による株主総会の開催が可能となった。(2021年12月29日公布、施行)

[原文] [公司法](#)

### <税制>

#### 所得税法に定めるCFC税制の施行

[ポイント] 2016年7月の所得税法の改正により導入されたCFC税制(Controlled Foreign Company税制)が、2023年度から施行される。

CFC税制は、台湾域外の関連会社を利用した租税回避を防止するために、一定の条件に該当する台湾域外の会社の所得を台湾の親会社の所得とみなして合算し、台湾で課税する制度である。具体的には、台湾域外の低課税地域に設立され、台湾の営利事業者およびその関係者が直接的または間接的に50%以上の株式または資本金を保有する法人、または重大な影響力を有する法人は、同法の被支配外国法人(CFC)に該当するとされる。そして、CFCの株主たる営利事業者は、CFCの当年度の利益につき、持株比率・保有期間により、投資による利益であるものと見なされ、当年度の所得に算入し納税する必要がある。なお、実質的な事業活動がある場合、または当年度の利益が財政部の定める基準を超えていない場合は、CFCに該当しない。

また、所得基本税額条例に定める個人CFC税制も2023年度から施行される。

(2022年1月14日公布、施行)

[原文] [行政院院臺財字第1100041879號令](#)

#### 税務調査徴収法の改正

[ポイント] 今回の改正ポイントは、①納税者の権利保護(滞納金規定と分割納付の緩和など)、②政府機関の税金債権の保障(2007年3月5日以前に執行を開始したが終了していない重大な脱税案件の執行期間を2032年3月4日までとする)、③処罰の加重(詐術等による脱税行為の刑事責任を「6万台湾ドル以下の罰金」から「1000万台湾ドル以下の罰金」に改正したことなど)、④過払いの税金の還付申告期間の改正(納税者の過誤により払い過ぎた税金の還付申告期間は5年から10年に改正したことなど)。

(2021年12月17日公布、20条は2022年1月1日より施行、それ以外の改正条文は同日施行)

[原文] [税捐稽徴法](#)

## 2. 台湾法の「今」— 福島県など5県産食品の輸入規制緩和案の公表

台湾弁護士 吳 曉青

2022年2月8日に、台湾行政院は福島県など5県産食品に対する輸入規制緩和案を公表し、2月18日を期限としてパブリックコメントを募集しています<sup>1</sup>。2011年3月から輸入禁止措置がとられていた福島県など5県産の食品の日本から台湾への輸入再開が見込まれています。

### 1. これまでの経緯

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故発生を受け、台湾当局は同3月から福島県など5県産食品の台湾への輸入を禁止してきました。

|               |  |
|---------------|--|
| 2011年3月26日から  | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の5県(以下「福島県など5県」)で生産、製造される食品の輸入が禁止された。   |
| 2015年5月15日から  | <p>① 日本からの輸入食品について、原産地証明の添付を義務化された。</p> <p>② 日本からの下記食品について、さらに放射線検査報告の添付が要求された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮城県、岩手県、東京都、愛媛県産の水産食品</li> <li>● 東京都、静岡県、愛知県、大阪府産の茶類製品</li> <li>● 宮城県、埼玉県、東京都産の乳製品、乳幼児用食品、飴菓子、クッキー、穀物調製品</li> </ul> |
| 2016年12月16日から | <p>以下の強化措置がとられた。</p> <p>① 食品輸入業者に対し、日本産食品の製造地の記載は都道府県レベルまで求める。</p> <p>② 食品流通業者に対し、日本産食品を陳列する際に、製造地を都道府県レベルまで記載する中文ラベルの貼付を求める。</p>  |
| 2018年11月24日   | 輸入禁止規制の継続是非を問う住民投票が行われた結果、多数意見で輸入禁止規制の継続が決まった。   |

### 2. 輸入規制緩和案の内容

#### (1) 3つの原則と3つの措置

台湾行政院は、今回の輸入規制緩和案につき、「3つの原則」と「3つの措置」に基づき、実行すると示しています。

#### 3つの原則

- ① 科学的根拠に基づくこと
- ② 国際基準より厳しい基準を設定すること
- ③ 国民の食の安全を守ること

<sup>1</sup> 行政院衛生福利部 2022年2月8日付けプレスリリース  
<https://www.mohw.gov.tw/cp-16-66023-1.html>

### **3つの措置**

- ① 輸入禁止対象を「特定地域」から「特定品目」に変更すること
- ② リスクのある品目に対し、放射線物質検査報告書と産地証明書の添付義務化
- ③ 福島県など5県産食品の全面検査

#### **(2) 輸入規制および証明書の提出義務の緩和**

##### **① 輸入禁止品目**

現行の福島県など5県産食品全ての輸入禁止を廃止し、輸入禁止対象は以下の品目に限定されます。

- i. 日本で出荷制限措置がとられる品目
- ii. 福島県など5県産の野生鳥獣肉、キノコ類、コシアブラ

##### **② 産地証明、放射性物質検査報告書の提出義務**

- i. 全ての日本産食品の原産地証明提出義務は維持されます。
- ii. 以下の品目について、放射性物質検査報告書の提出義務を維持されます。
  - 福島県など5県産食品
  - 宮城県、岩手県、山梨県、静岡県産のキノコ類
  - 宮城県、岩手県産の水産食品
  - 静岡県産の茶類製品
  - 宮城県、埼玉県、東京都産の乳製品、乳幼児製品

#### **3. 今後の見込み**

正式な輸入規制緩和措置および施行日は、パブリックコメント募集期間経過後、早ければ2022年2月下旬に発表されます。

以上

### 3. 今後の関連セミナー等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第12回(メインランド):2022年2月24日(木)日本時間 14:00~15:00

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方①(対米制裁、地図・歴史問題、父権主義強化)」

講師:パートナー/弁護士 中川裕茂

➤ 第13回(メインランド):2022年3月16日(水)日本時間 14:00~15:00

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方②(独禁法、サイバー法、個人情報)」

講師:パートナー/弁護士 中川裕茂

- 
- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
台湾弁護士 呉 曉青 ([wu.hsiaoching@amt-law.com](mailto:wu.hsiaoching@amt-law.com))  
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
日本弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいませようお願いいたします。
  - 台湾ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。